

ねんど だい かい しずおかし たぶん かきょうせいこんわかい かいぎろく  
2015年度 第1回 静岡市多文化共生懇話会 会議録

1 日 時 平成27年10月2日(金) 19:00～20:30

2 場 所 しずおかし しえん  
静岡市クリエイター支援センター

3 出席者 たぶん かきょうせいこんわかい いん めい  
多文化共生懇話会委員13名  
エリック ハナワルト、王川絹子、小田エリーザ、烏仁、カイン モン イー、  
薩娜拉、申 泰子、高畑 幸、土屋 真理、デレゲルチチグ、ニアズ アハメド、  
朴 政浩、吉野 恵津子

しみんきょくちやう しみんきょくじちやう じむきょく しずおかしこくさいこうりゆうきやうかい  
市民局長、市民局次長、事務局、静岡市国際交流協会

4 傍聴者 なし

- 5 次第
- (1) 開会
  - (2) 委嘱状交付
  - (3) 市民局長挨拶
  - (4) 委員及び職員の自己紹介
  - (5) 会議の主旨、多文化共生推進計画について
  - (6) 静岡市の多文化共生の現状について
  - (7) 会長、副会長選出
  - (8) 意見交換
  - (9) 次回会議の開催について
  - (10) 閉会

6 意見交換内容

○土屋会長

それでは会議を始めます。今日は第1回目の会議です。はじめてなので分からないことがあれば、手を挙げて話してください。例えば、会議の進め方など、どんなことでも結構です。何かありますか。

○ニアズ委員

今まで、会議の進め方について質問が出たことはありますか。どんなテーマで話し合うとか、会議スケジュールとか。それを見れば枠組みがわかるとお思います。

### ○事務局

懇話会の会議の目的、主旨については先ほど説明させていただいたとおりです。また、本日の配布資料の中に、2012年の提言書があります。話し合いのテーマや、2年任期のスケジュールなど詳しく書いてありますので、そちらをまた確認してください。

### ○土屋会長

ありがとうございます。他に意見等がありますか。せっかくSAMEや多文化共生課の方々もいるので、何か話したいことがあれば、言ってください。

### ○デレゲルチチグ委員

ちょっと言いたいことがあります。以前働いていたバイト先で、外国人の一人が店を辞めるということがありました。その子はバイト中に失敗して店長に迷惑をかけました。「そういうこと(失敗)があると、こちらは大変だから、やることはちゃんとやって。」と、何回も言われていたようです。私は「その子に出来ないことがあったら、代わりに周りの人がやってあげた方が良いのでは。」と思いました。その子を普通に辞めさせたら、その子は今後どうやって学費を払うのか、どう生活していくのかと心配になりました。こういったケースは、どうすれば良いのでしょうか。やっぱりこの子が悪いのでしょうか。実際彼にも悪い点があると思いますが、相手が外国人なので、店長の行動に思いやりがないと感じます。

### ○ニアズ委員

その子がアルバイトに入った時に契約があったでしょう。その契約に基づいて、労働局に訴えることはできると思います。この場合は、店長ともっとよく話すべきだった。働く際に、契約内容、週2日休みとか、深夜は給料が何パーセント増すといった内容や、条件について店長と話すことが大事。その中で問題点や、外国人従業員の場合はどうしたらいいかという話し合いをすることもできると思う。

### ○デレゲルチチグ委員

アルバイトだったので、あまりしっかりとしたもの(契約書)がなくて…

### ○ニアズ委員

バイトといっても、契約がなく、いきなり仕事なんてできないと思う。個人会社だったらちゃんとした契約書はないかもしれないが、だいたいの会社は契約書があり、そこにきつと書いてありますよ。あなたがこういう事をしたら、こういうことで違反だとか。

### ○小田委員

彼が辞める経緯があったわけですね。

### ○デレゲルチチグ委員

彼がアルバイトを辞める経緯として、店長が「お前は帰っていい、もういい。」と言ったそうです。私もこれを聞いて驚きました。急に辞めさせられたら、その子はこれからどうやって生活していくのか心配になりました。こういった現状を今までいう機会がなかったのですが、ここにいる皆さんに、こういった現状があることを知ってほしかったです。ありがとうございました。

### ○小田委員

このような労働問題があった時には申告先は労働局ではなく、管轄の監督署になります。静岡県内に静岡労働局があって、その下に静岡労働基準監督署、島田労働基準監督署などそれぞれの監督署があります。静岡市の人なら静岡労働基準監督署に申告します。静岡の労働局には、ポルトガルと英語の通訳がいて、彼らの指導・案内で基本的な手続等は済むと思うのですが、申告については管轄の労働基準監督署に相談してください。

### ○デレゲルチチグ委員

実際に契約書があっても、バイト先が従業員に契約書を渡さず、内容を知らせずにそのまま働かせて、急に辞めさせる。これ、どうなんですか。

### ○ニアズ委員

はい、実際、彼は契約書が無くても働けますよね。会社はタイムカードがあるから、彼がどれくらい働いたか管理ができる。契約書を渡されなくても、従業員はアルバイトとして雇われ、働いているということはあります。だけど、契約書は会社が作っているはずですよ。

### ○土屋会長

活発な意見交換をありがとうございました。本日の意見交換の時間を終了したいと思います。

### ○事務局

今日は第1回目ということで時間が短かったのですが、次回以降は意見交換の時間が長くあり、これまでの経験、子育てや生活面でのことについて話し合いをお願いします。次回の会議では、皆さんに自分の体験を話していただき、最終的には3つか4つのテーマに絞っていきます。はじめは色々な分野について話し合いをし、まとめていくという方針でいきます。次回からは、全委員のご意見をお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

### ○事務局

皆さんには、会議開催のお知らせとともに、何について話し合うのか、事前に考えてきてほしいテーマをお伝えします。